

第34条関係

1 本条の意義

〈休憩時間の意義〉

休憩時間とは単に作業に従事しない手待時間を含まず労働者が権利として労働から離れることを保障されている時間の意であって、その他の拘束時間は労働時間として取扱うこと。〔昭和二三・九・一三発基第一七号〕

〈労働時間が八時間を超える場合の休憩時間〉

法第三十四条における労働時間とは実労働時間の意であり、これが一日八時間を超える場合には、所定労働時間の途中に与えられる休憩時間を含めて少な

くとも一時間の休憩時間が与えられなければならないものであること。〔昭和二三・一一・二七基発第四〇一号、昭和二六・一〇・二三基収第五〇五八号〕

〈一昼夜交替の休憩〉

問 一昼夜交替制は労働時間の延長でなく二日間の所定労働時間を継続して勤務する場合であるから法第三十四条（休憩の規定）の条文の解釈（一日の労働時間に対する休憩の規定と解する）により一日の所定労働時間に対して一時間以上の休憩を与えるべきものと解して二時間以上の休憩時間を労働時間の途中に与えなければならぬとの見解は如何。

答 一昼夜交替制においても法律上は、労働時間の途中において法第三十四条第一項の休憩を与えればよい。〔昭和二三・五・一〇基収第一五八二

号〕

〈夜間の睡眠時間〉

問 労働基準法施行規則の一部を改正する省令（昭和五六年労働省令第五号）附則第二条第二項の「夜間継続四時間以上の睡眠時間」は、法第三十条の休憩時間中に含まれるか。

また、それが深夜にわたる場合であっても深夜割増賃金を支払う必要はないと考えてよいか。

答 夜間継続四時間以上の睡眠時間は、法第三十四条にいう休憩時間として取扱って支障はない。後段は、見解のとおり。〔昭和二三・三・三一基収第八八六号、昭和二三・四・五基発第五四一号〕

〈教員の休憩時間〉

問 小学校教員の授業の合間の

休憩時間は休憩とみて差支えないか、あるいはそうみるべきか。

答 授業の合間の休憩時間が自由に利用することが出来る時間であれば、法第三十四条にいう休憩時間である。「昭和二三・五・一四基発第七六九号」

〈貨物運送事業における手あき時間〉

問 弊社は、郵政省と郵便物運送の請負契約を結び、自動車により郵便物を運送する会社である。

したがって自動車の発着時刻は、郵政省から指定されている。この発着時刻は、郵便物の疎通を主眼として設定される関係上自動車に乗務する運転士及び助手は、勤務時間中に労働から解放される手あき時間が生じることとなる。この手あき時間の中に休憩時

間一時間を設けているが、この度この手あき時間が労働基準法にいう休憩時間であることを就業規則等に明確にしたいと考えている。このように解釈して差支えないか当局の見解を伺いたく照会する。

答 御照会の手あき時間については、労働者が自由に利用することができる時間であれば、法第三十四条にいう休憩時間である。「昭和三九・一〇・六基収第六〇五一号」

2 一せい休憩

〈一せい休憩除外許可基準〉

第二項の許可は概ね次の基準によって取扱うこと。

- (一) 交替制によって労働させる場合は許可すること。
- (二) 石油コンビナート、原子力発電所等における計器監視その他危害防止上必要なものに

ついては許可すること。

(三) 同一事業場内でも作業場を異にする場合で業務の運営上必要なものは許可すること。

〔昭和二二・九・一三発基第一七号〕

〈同一作業場内の一せい休憩除外〉

問 左記の場合一せい休憩除外の許可をしてよいか。

記

一、一部の作業場の従業員を甲、乙二組に分けて交替に休憩させる。

一、休憩と作業との関係

甲の休憩中は乙が甲の分を、乙が休憩中は甲が乙の分を合せて作業する。この場合他組の作業に対しては、監視のみにとどまり故障の未然防止にあたる。

一、休憩設備

作業場から隔離された場所に休憩所を設備し、各組各自

由に休憩させる。

答 昭和二十二年九月十三日付
発基第十七号の一せい休憩除
外の許可基準に関する通牒に
かかわらず、休憩の自由利用
が妨げられず、かつ、労働強
化にわたることがないと認め
られる実態を備えている場合
に限り許可して差支えない。

なお、本件許可は、申請の
休憩交替制が計画どおり実施
されることを前提とするもの
であるから念のため。「昭和
二九・一二・一〇基収第六五
〇三号」

〈年少者の一せい休憩除外許可〉

問 法第四十条規則第三十一条
により法第八条第十一号の事
業については法第三十四条第
二項の規定は排除され一せい
休憩を与えないでもよいこと
になっているが、該事業の満
十八歳未満の年少者について

は法第六十条により法第四十
条の規定が排除され一せい休
憩を与えなければならぬの
で、当該年少者に係る法第三
十四条規則第十五条による許
可申請に対しては許可して差
支えないか。

答 見解の通りであるが、なお
その許可の基準については昭
和二十二年九月十三日附発基
第十七号によらねたい。「昭
和二二・一・一一基収第二
九七一号」

〈派遣労働者の場合〉

休憩時間を一せいに与える義
務は派遣先の使用者が負うこと
とされており、派遣先の使用者
は、当該事業場の自己の労働者
と派遣中の労働者とを含めて、
全体に対して一せいに休憩を与
えなければならぬ。ただし、
労働基準監督署長の許可を受け
た場合及び労働基準法第四〇条

3 自由利用

〈自由利用の意義〉

休憩時間の利用について事業
場の規律保持上必要な制限を加
えることは、休憩の目的を害わ
ない限り差支えないこと。「昭
和二二・九・一三発基第一七号」

〈休憩時間中の外出の許可制〉

問 休憩時間中の外出について
所属長の許可を受けさせるの
は法第三十四条第三項に違反
するか。

答 事業場内において自由に休息し得る場合には必ずしも違法にはならない。〔昭和二三・一〇・三〇基発第一五七五号〕